

第3回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月27日 午後1時28分～午後6時00分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 金額審議			
【審議経過】			
労働者代表委員からは、購買意欲を労働者に持たせるためには、まず賃金を上げないと価格転嫁もできなくなること、自動車小売業の魅力が下がっていて、優秀な人材が他の業界に逃げていくことを懸念しているなどの主張がなされた。			
使用者代表委員からは、企業倒産に関する資料が提供され、中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況について説明がなされた。また、岩手県の中でも沿岸や県北の会社に与える影響の大きさも考慮すべきという主張などがなされた。			
労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。			
労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。			
【公益委員案】			
案1「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額 903 円を 42 円引き上げ 945 円（引上げ率 4.65%）とする。」			
案2「発効日は法定発効とする。」			
【結審】			
採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。			
案2は、賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。			
2 その他			
特になし。			